

川口市選管告示第47号

令和8年3月8日執行の埼玉県議会議員補欠選挙における川口市の選挙人名簿に登録されている者が行う公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2に規定する期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和8年2月27日

川口市選挙管理委員会
委員長 板橋 智之

期日前投票所		期日前投票所を設ける期間
川口市役所 第一本庁舎内	川口市青木2丁目1番1号	選挙期日の告示日の翌日から 選挙期日の前日まで
川口駅前行政 センター内	川口市川口1丁目1番1号	
東川口駅前行政 センター内	川口市戸塚2丁目1番1号	
芝支所内	川口市大字芝6247番地	選挙期日の7日前から 選挙期日の前日まで
新郷支所内	川口市大字東本郷944番地の1	
神根支所内	川口市大字神戸6番地の1	
安行公民館内	川口市大字安行原2174番地	
戸塚公民館内	川口市戸塚東3丁目7番1号	
鳩ヶ谷庁舎内	川口市三ツ和1丁目14番3号	